

# 高齢者虐待防止のための指針

(株)ハンディ介護センター

令和7年8月作成

### 1, 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす

可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての介護者は本指針に従い、業務にあたることとします。

### 2, 高齢者虐待防止委員会の組織に関する事項

虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設定します。

#### ① 設定の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

#### ② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・管理者
- ・介護職員

#### ③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。

#### ③ 高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び介護者への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

### 3, 高齢者虐待防止法のための研修に関する基本方針

介護者に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新任介護者への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

#### 4,虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が介護者であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

#### 5,虐待等が発生した場合の相談報告体制

- 1 利用者、利用者家族、介護者等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応することとします。
- 2 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止委員長に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- 3 高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会は介護者に対し早期発見に努めるよう促します。
- 4 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

#### 6,成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

#### 7,虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

#### 8,当指針の閲覧について

当指針は、ホームページにて閲覧ができるようにします。

#### 9,その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

#### 虐待防止委員会運用指針

(委員会の目的)

- 第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は虐待防止責任者とする。
- (2) 委員は、別表のとおりとする。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年1回以上開催する。
- (2) 法人事業所内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
- (3) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- (1) 「虐待の分類」について、介護者に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- (2) 「虐待発見チェックリスト」に従い、必要であるごとに調査を実施する。
- (3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
- (4) 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- (5) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- (6) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、介護者の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは介護者に直接改善を求めたり、指導することとする。
- (3) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待のうたがいのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

※虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。